

TPP 協定第 29 章 例外と一般規定

2015 年 12 月 9 日

石塚記

第 29 章 (例外と一般規定) は、TPP 協定の適用を除外する例外規定が書かれています。租税条約などの専門的知識がありませんので分かりにくい表現になっていると思います。その点ご容赦を。

例外とする該当 TPP 協定条文、GATT、GATS 協定との関係、WTO 紛争解決との関係 (以上第 29.1 条)、安全保障のための例外 (第 29.2 条)、一時的セーフガード運用の規定 (第 29.3 条)、課税に関する租税条約の優先 (第 29.4 条)、タバコ規制の ISDS 適用除外 (第 29.5 条)、NZ のマウイ族とのワイタンギ条約の取扱い (第 29.6 条)、不利益になる情報提供の防止 (第 29.7 条)、各国の伝統文化の尊重 (第 29.8 条) です。

特に、GATT 第 20 条 (貿易)、GATS 第 14 条 (サービス) の一般的例外規定を TPP 協定に援用することと、紛争解決においても WTO および他の FTA の運用を優先することの規定が書かれています。それ以外に注目されるのは、タバコ規制の ISDS 提訴を除外したことです。この問題は、今後米議会の強い働きかけが予想され、TPP 協定合意を修正する可能性もあります。

第 29 章 例外と一般規定 セクション A 例外規定

第 29.1 条 一般規定

1. 第 2 章 (内国民待遇及び物品の市場アクセス)、第 3 章 (原産地規則及び原産地手続き)、第 4 章 (繊維及び繊維製品)、第 5 章 (税関当局及び貿易円滑化)、第 7 章 (衛生植物検疫措置 (SPS))、第 8 章 (貿易の技術的障害 (TBT))、第 17 章 (国有企業及び指定独占企業) について、1994 年関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 第 20 条 (一般例外) の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、本協定に組み込まれ、本協定の一部を成すこと。(1)

2. 締約国は、1994 年 GATT 協定第 20 条(b)に関する措置が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境的措置を含み、1994 年 GATT 第 20 条(g)が生物無生物の有限の天然資源の保護に係わる措置であることを了解している。

3. 第 10 章 (国境を越えるサービス貿易)、第 12 章 (ビジネス関係者の一時的な入国)、第 13 章 (電気通信)、第 14 章 (電子商取引) (2)、第 17 章 (国有企業及び指定独占企業) について、GATS 第 14 条の(a), (b), (c)の規定が、必要な変更を加えた上で(3)、本協定に組み込まれる。締約国は、GATS 第 14 条(b)に記載される措置が、人、動物又は植物の生

命又は健康の保護に必要な環境措置を含むことを了解している。

4. 本協定のいかなる規定も、関税を維持することも増やすことも含み、WTO の紛争解決機関により認められた、あるいは行動を起こしている締約国と反対に行動を起こされている締約国の自由貿易協定における紛争解決パネルの決定の結果としてとられた締約国の行動を防ぐことと解してはならない。

第 29.2 条 安全保障のための例外

本協定のいかなる規定も、

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は開示を要求し、又は

(b) 国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると締約国が認める措置をとることを妨げるものと

解してはならない。

第 29.3 条 一時的なセーフガード措置

1. 本協定のいかなる規定も、締約国が、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合か脅威を生じる場合に、経常勘定取引及び資本の移動に関する資金の移転等について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。

2. 本協定のいかなる規定も、資本移動に関する支払い又は移動について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合か脅威を生じる場合

(b) 特別な状況で、もし、マクロ経済運営にとって資本移動に関する支払いあるいは移動が重大な困難を引き起こすか引き起こす脅威がある場合

3. パラグラフ 1, 2 において採用されるか維持されるいかなる措置でも

(a) 第 9.4 条（内国民待遇）、第 9.5 条（最恵国待遇）、第 10.3 条（内国民待遇）、第 10.4 条（最恵国待遇）、第 11.3 条（内国民待遇）、第 11.4 条（最恵国待遇）と矛盾しない(4)

(b) IMF 協定の条文と一致する

(c) 他の締約国の商業的経済的財政的利益に対し不必要な損害を避けること

(d) パラグラフ 1 または 2 において記述される状況に対処するためそれらの必要性を上回らないこと

(e) パラグラフ 1 または 2 で指定された状況が改善され、一時的にそして次第に段階的に除去され、18ヶ月を超えない期間に；

特別な状況で、締約国は追加の 1 年間、30 日以内の延長を他の締約国への書面通知により、協議後半分以上の締約国が助言する限り、そのような措置を広げてもよい。

書面で、サブパラグラフ(c)(d)(h)を満足させるため拡張措置が指定され適用されることに

合意しないとの通知を受け取ってから 30 日以内に、措置を課している締約国が措置を取り除く場合、さもなければ、サブパラグラフ(c)(d)(h)に準拠してもたらされた措置の修正をする場合、半分以上の締約国が同意しないとの通知を受け取ってから 90 日以内に、他の締約国の見解を検討すること。

(f)第 9.7 条（収用と補償）と矛盾しない(5)

(g)資本流出に対する規制の場合、制限されたいかなる資産についても制限している締約国の領域において市場収益率を得る投資家の能力に干渉しないこと。(6)

(h)必要なマクロ経済調整を無効にすることに使わないこと

4. パラグラフ 1, 2 に記載の措置は、外国の直接投資に関する支払いあるいは移動に適用しないこと。(7)

5. パラグラフ 1, 2 で採用あるいは維持される措置は価格ベースであること、そしてそのような措置が価格ベースでなければ、締約国は、他の締約国に措置を通知するとき量的規制を使うことの正当性を説明しなければならない。

6. 商品貿易の場合、GATT 第 20 条と国際収支条項の了解事項が必要な変更を加えて、本協定に取り込まれている。このパラグラフにおける採用され維持されるいかなる措置も、非締約国の取扱いと比較して、本協定における他の締約国と調和する相対的な利益を損なうものではない。

7. パラグラフ 1, 2, 6 のもとで、締約国は以下の措置を採用し維持する。

(a)その中のあらゆる変化を含み、その賦課のための正当性と共に、それらの採用後 30 日以内に、その措置を他の締約国に、書面で通知する。

(b)できるだけ早く、それらの除去のため予定表あるいは必要な条件を表す。

(c)迅速に措置を発表する。

(d)採用され維持された措置の見直しをするために他の締約国と迅速に協議を始めること

(i)主要な活動の場合、そのような協議が本協定の外側で別途行われていないならば、採用された措置に関する協議を要求したいかなる他の締約国にも迅速に対応すること

(ii)経常勘定取引の場合、採用された措置に関する協議が WTO 協定の枠組みの下で行われていないならば、締約国は、要求すれば、利害関係のあるいかなる締約国とも協議を始めなければならない。

第 29.4 条 租税に係る課税措置

1. 本条のために

指定当局の意味

(a)オーストラリア、財務長官または当局代表

(b)ブルネイ、財務大臣または大臣クラス当局代表

(c)カナダ、税務副大臣補、財務省

(d)チリ、財務省次官

- (e) 日本、外務大臣と財務大臣(8)
 - (f) マレーシア、財務大臣または大臣クラス当局代表
 - (g) メキシコ、大蔵公債相
 - (h) ニュージーランド、内国歳入庁長官または当局代表長官
 - (i) ペルー、国際経済・競争・生産性長官
 - (j) シンガポール、税務長官、財務省
 - (k) 米国、財務省次官（税務）
 - (l) ベトナム、財務大臣
- 又は、書面で他の締約国に通知される指定された権限を持つ継承者

租税条約とは、二重課税または他の国際的課税協定または取り決めに避けるための条約
そして、税と課税措置は消費税を含むが、以下は含まない

- (a) 第 1.3 条（一般関税）で規定された関税
- (b) 上記定義のサブパラグラフ(b)(c)に掲げられた措置

2. 本条で定める場合を除き、本協定が課税措置に適用されるものではない

3. いかなる租税条約の下でも締約国の権利と義務に本協定は影響を与えるものではない。本協定とそのような租税条約の間の矛盾がある場合、その条約は矛盾の範囲まで優先する。

4. 二ヶ国以上の租税条約の場合、矛盾が本協定と租税条約との間に存在するかどうかに関して問題があるならば、その問題は、当該締約国の指定された当局に任せられなければならない。これらの締約国の指定された当局は、いかなる矛盾の存在と範囲に関して決定された問題の照会の日付から 6 ヶ月以内にしなければならない。

もしこれらの指定された当局が合意するならば、問題の照会日より 12 ヶ月まで延長される。6 ヶ月の期間終了後あるいは指定された当局により合意されるべき期間までに、第 28 章（紛争解決）又は第 9.18 条（仲裁に対する要求の提示）のもとで、問題に対し引き起こしている措置に関する手続きが始められるものではない。

課税措置に係わる仲裁を検討するためのパネルあるいは仲裁所は。本パラグラフの下で作られる締約国の指定された当局の決定と結び付けて受け入れられなければならない。

5. パラグラフ 3 に係わらず

(a) 第 2.3 条（内国民待遇）とその条項に対し影響を与える必要性のあるような本協定のそのような規定は、1994 年 GATT の第 III 条と同程度に、租税条約に適用されなければならない。

(b) 第 2.16 条（輸出税、課税その他の料金）は課税措置に適用されなければならない。

6. パラグラフ 3 を前提として

(a)第 10.3 条 (内国民待遇) 第 11.6.1 条 (国境を越える貿易) は、収入、キャピタルゲイン、企業の課税対象利益、投資または資産(9) (投資又は資産の移転に伴わない) に適用しなければならない。本サブパラグラフが、締約国の地域におけるサービスの提供を要求する特定の購買あるいは消費に関連する利益の受領あるいはその継続を締約国に防止するものではないが、それは、特定のサービスの購買又は消費に係している。

(b)第 9.4 条 (内国民待遇)、第 9.5 条 (最恵国待遇)、第 10.3 条 (内国民待遇)、第 10.4 条 (最恵国待遇)、第 11.3 条 (内国民待遇)、第 11.4 条 (最恵国待遇)、第 11.6.1 条 (国境を越える貿易)、第 14.4 条 (デジタル製品の非差別的措置) は、収入、キャピタルゲイン、企業の課税対象利益、投資または資産(10) (投資又は資産の移転に伴わない) 以外で、地所、遺産、贈与、世代間財産移転への課税など、全ての課税措置に適用されなければならない。

(c)第 14.4 条は、収入、キャピタルゲイン、企業の課税対象利益、投資または資産 (投資又は資産の移転に伴わない) に適用しなければならない。本サブパラグラフが、締約国の地域におけるサービスの提供を要求する特定の購買あるいは消費に関連する利益の受領あるいはその継続を締約国に対し防止するものではないが、それは、特定のサービスの購買又は消費に係している。

しかし、サブパラグラフ(a)(b)(c)に関する条項は以下に適用されない

(d)租税条約に従って系や刻々が一致する利益に関するいかなる最恵国待遇の義務も

(e)いかなる既存の課税措置の不適合規定も

(f)いかなる既存の課税措置の不適合規定の継続あるいは迅速な再開も

(g)改正の時期に、これらの条項について、改正がその基準を減ずる事なく既存の課税措置の不適合規定に対する改正

(h)課税目的の居住場所に基づく個人間の違いの課税措置と、締約国における個人、商品、サービスにおいて一方的に差別しない課税措置の提供を含む、公正で効果的な賦課または徴収を確実にする目的のあらゆる新しい課税措置の採用と施行(11)

(i)締約国が基金、制度、資金または他の準備に係わる司法権、規制、監督を維持する要求に関して、年金基金、年金制度、老齢退職年金基金または年金を提供する他の準備、老齢退職年金または類似の利潤への貢献、あるいは収入に関する利益の受領またはその継続の条件の提供。

(j)もし他の締約国によって徴収されるならば、そのような税がサブパラグラフ(e)(f)(g)により扱われる範囲に対する保険料にかかるいかなる消費税も

7. パラグラフ 3 を前提として、パラグラフ 5 における締約国の権利と義務に影響を与えることなく、第 9.9.2 条 (特定措置の履行要求)、第 9.9.3 条、第 9.9.5 条は課税措置に適用されなければならない。

8. 第 9.7 条 (収用と補償) は課税措置に適用される。しかし、このパラグラフに従って措置が収用でないと決定されるとしても、要求の根拠として、投資家が第 9.7 条に訴える

ことができるわけではない。課税措置が収用でないかどうかの問題に関し、第 9.18 条（仲裁に対する要求の提示）の下でその意図の通知をするときに、課税措置に関する第 9.7 条に訴えようとする投資家は最初に投資家側の締約国の指定当局と相手国に照会するべきだ。

指定当局が問題を検討することに合意しないか、または合意しても措置が照会后 6 ヶ月以内の収用でないことに同意しなければ、投資家は第 9.18 条（仲裁要求提示）の下で仲裁の要求を提出できる。

9. 本協定において、場所の特定の制約に起因するシンガポールの公共政策目的に対処する必要性と同様に限定的な貿易のシンガポールの課税措置の採用を防がなければならないということではない。

第 29.5 条 タバコ規制措置(12)

締約国は、その国のタバコ規制措置(13)の課題要求に関する第 9 章セクション B (ISDS) の利益供与を拒否することができる。締約国がそのような選択をすれば第 9 章セクション B による仲裁は提出されない。もし、締約国が仲裁の要求の提出の時期までにそのような要求に関する利益供与を拒否する選択をとらない場合、締約国は手続きの間、利益供与の拒否を選択できる。より明確には、締約国がそのような要求に対し利益供与を拒否することを選択すれば、そのような要求は退けられる。

第 29.6 条 ワイタング条約

1. 商品貿易とサービス貿易と投資における意図的な規制として他の締約国の個人に対し一方的または不当な差別の意味としてそのような措置が使われないならば、本協定は、本協定により指定された問題に関してマオリとのより好ましい処理と調和させる必要性を認めるニュージーランドの措置による採用を排除するものではない。

2. 締約国は、その下で起きている権利を義務の本質として含まれるワイタング条約の解釈が、本協定の紛争仲裁規定の対象となるべきではないということに同意する。さもなければ、第 28 章（紛争解決）は本条に適用しなければならない。第 28.7 条（パネル設置）の下のパネル設置は、いかなるパラグラフ 1 に記載の措置でも本協定の下での締約国の権利と矛盾するかどうかだけで、決定することが要求されるべきだ。

（筆者注、巻末のワイタング条約の解説を参照されたい。NZ 政府とマオリ族との条約の解釈が確定していないことによる例外規定と考えられる。）

セクション B 一般規定

第 29.7 条 情報の開示

本協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公的若しくは民間の特定の企業の正当な

商業上の利益を害することとなる情報を提供し、又は開示することを要求するものと解してはならない。

第 29.8 条 伝統的知識、伝統的文化表現、遺伝資源

それぞれの締約国の国際的な義務を前提として、それぞれの締約国は、伝統的知識および伝統的文化表現を尊重し、維持し、促進するための適切な措置を確立できる。

「脚注」

(1)第 17 章について、1994 年 GATT 第 20 条とその解釈に係わる注釈は、本協定に組み込まれ、必要な変更を加えた上で、(国有企業と指定独占企業の活動を通じて措置の実施を含む)締約国が、購買と、生産あるいは商品販売に影響を及ぼし、又は、商品生産の結果としての活動に影響を与える措置に関してのみ。

(2)このパラグラフでは、デジタル製品が商品としてあるいはサービスとして分類されるべきかどうかに影響を与えない。

(3)第 17 章について、(脚注を含め) GATS 第 14 条は、必要な変更を加えた上で、本協定に組み込まれ、本協定の一部を成し、(国有企業と指定独占企業の活動を通じて措置の実施を含む)締約国が、サービスの購買生産、あるいはサービス販売に影響を及ぼし、又は、サービス生産の結果としての活動に影響を与える措置に関してのみ。

(4)第 9.4 条、第 9.5 条、第 10.3 条、第 10.4 条、第 11.3 条、第 11.4 条の一般的解釈に影響を与えることなく、居住に基づく投資家間を区別するパラグラフ 1, 2 に従って採用され維持される措置の実際は、措置が第 9.4 条、第 9.5 条、第 10.3 条、第 10.4 条、第 11.3 条、第 11.4 条と矛盾することを意味するわけではない

(5)より明確には、パラグラフ 1, 2 に記載の措置は、附属書 9-B(3)(b)に述べるがごとく、合法的な公共の福祉目的を守るために指定され適用される締約国による非差別的規制行動であるべきだ

(6)このサブパラグラフ「制限された資産」という言葉は、制限している締約国の領域外から移されることから規制される締約国の投資家により、規制している締約国の領域において投資された資産のみを意味する。

(7)本条のために、「外国直接投資」は他の締約国の領域において締約国の投資家による投資のタイプを意味する。投資家が所有と支配を管轄し、又は管理に関するかなりの影響度、そして長続きする関係を確立するため引き受けられる貢献を通して。

例えば、少なくとも 12 ヶ月にわたる企業の議決権の少なくとも 10%の所有は、一般に外国直接投資と考えられる。

(8)締約国に関連する指定当局の協議のために、日本の連絡部局は財務省である。

(9)これは、締約国のそれぞれの法律の下でそのような投資又は資産の価値を決定することに使われる方法論に影響を与えない。

(10)これは、締約国のそれぞれの法律の下でそのような投資又は資産の価値を決定することに使われる方法論に影響を与えない。

(11)本条がサービスと直接税に制限しないかのように、このサブパラグラフが GATS 第 XIV 条の脚注

を参照することによって説明されなければならないことを締約国は了解している。

(12)より明確には、本条は下記を損なうものではない。

(i)第 9.14 条の活動

(ii)第 28 章 (紛争解決) の下のタバコ規制措置に関連する締約国の権利

(13)タバコ規制措置とは、製造されたタバコ製品 (製造された製品またはタバコに由来するものを含む) の生産と消費、配送、ラベリング、包装、広告、マーケティング、販売促進、販売、購買、使用に関する締約国の措置を意味する。措置の施行、例えば検査、記録、そして報告の要求も意味する。より明確には、タバコ生産の製造会社の保有する、又は、製造されたタバコ生産の部分の葉タバコに関する措置は、タバコ規制ではない。

「参考」(GATT の対象 Trade、GATS の対象 Service)

1994 年 GATT 条文 (経産省)

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/custom_duty/html/02.html

GATT (General Agreement on Tariffs and Trade 1994) (WTO)

https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/analytic_index_e/gatt1994_e.htm

第二十条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) 公徳の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置

(d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基いて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置

(e) 刑務所労働の産品に関する措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従って執られる措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するよう

に、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該製品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

GATS (General Agreement on Trade in Services)

付属書一 B

サービスの貿易に関する一般協定

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_agreements/marrakech/html/wto15.html

https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/26-gats_01_e.htm

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注： 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、

加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)

(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置

この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

(以上 GATS 第 14 条)

ワイタング条約

1840 年マオリ族との条約

言葉の違いで解釈に食い違い、1975 年ワイタング審判所を設置し審議・裁定を行っている。

<http://www.newzealand.com/jp/feature/treaty-of-waitangi/>